

# 1. 助成事業 助成の特徴および募集要項

市民が主体的に公益的な活動に取り組むことによって、いきいきとした地域社会がかたちづくられることに大きな期待が寄せられています。淡海ネットワークセンターでは、個人や企業などからお寄せいただいた市民活動への想いを込めた寄付を皆さまの活動支援につないでいきます。

今回は下記の4件の助成事業があります。(どこへ申請したらよいかはご相談ください)

※特定非営利活動法人または特定非営利活動法人に準ずる団体(以下「NPO」という。)が応募できます。特定非営利活動法人に準ずる団体とは、特定非営利活動促進法別表に掲げる活動を行う団体(任意団体を含む)で、定款、規約等を持ち、組織として意思決定ができるものをいいます。

**募集期間：2012年12月1日(土)～2013年1月20日(日)**

**助成期間：2013年4月～2014年3月**

**募集内容：**1) おうみNPO活動基金助成  
2) びわこ市民活動応援基金助成  
3) びわ湖の日基金助成  
4) 積水化成品基金助成

## 1) おうみNPO活動基金助成事業の特徴

「おうみNPO活動基金」は、市民活動団体の組織運営の強化を目的に、滋賀県の資金により2002年度に設立されました。県内の企業、団体、個人の方からの寄付を受け、これまで延べ100団体、総額1億円を超える助成を行ってきました。

助成事業の実施に当たっては、淡海ネットワークセンターが助成金だけでなく、多方面から支援し、組織運営の強化を支えます。

### 助成事業の概要

#### <助成対象の事業>

団体に2年以上の活動実績があり、活動の発展と基盤強化につながる新たな取り組みが対象です。

NPOが継続、自立できるように、直接経費に限らず間接経費(40%限度)も助成します。

#### <助成限度額等>

助成対象経費の3/4以内で、50万円から150万円までの範囲内で決定

#### <採択予定団体数>

数件程度

#### <助成総額>

200万円程度

#### <対象経費>

人件費、福利厚生費、会議費、旅費など。

詳細は要項をご覧ください。



**NPO法人元気な仲間(2012年採択)**

高齢者への支援、子育て支援など地域住民による助け合いの輪を広げます。

## 2) びわこ市民活動応援基金助成事業の特徴

「びわこ市民活動応援基金」は、ボランティアや市民活動の支援を目的に、関西アーバン銀行（旧びわこ銀行）と社員の皆さまからの寄付金によって開設されました。これまで、地域の多くの市民やボランティアが関わる活動などへ助成を行ってきました。

### 助成事業の概要

#### <助成対象事業>

地域で多くの人々が関わり、今後も継続することが期待できる取り組みが対象です。

（事業化や地域や他団体とのネットワークを促すものなど）

<助成額> 30万円以内

<採択予定団体数> 数件程度

<助成率> 10/10

<助成総額> 100万円程度

<対象経費> 直接事業費のみ



NPO法人かじやの里（2012年採択）  
高齢者への生き甲斐づくり、認知症予防を目的に、元気いきいき「かじや村民大学」を実施。

## 3) びわ湖の日基金助成事業の特徴

「びわ湖の日基金」は、2011年にびわ湖の日30周年を記念して、琵琶湖と琵琶湖につながる河川や森林などの保全に関わる市民による実践活動や調査活動などの支援を目的に開設されました。

### 助成事業の概要

#### <助成対象事業>

琵琶湖の保全に関わる、年間を通じた実践活動や調査活動などで、今後も継続することが期待できる取り組みが対象です。

※ただし、びわ湖の日一斉清掃関連の活動は除外します。

<助成額> 30万円以内

<採択予定団体数> 数件程度

<助成率> 10/10

<対象経費> 直接事業費のみ



ホテルの学校（2012年採択）  
子どもたちが地域の千丈川で生きものを調べ、ホテルが飛び豊かな川を守る活動を続けています。

## 4) 積水化成品基金助成事業の特徴

「積水化成品基金」は、「人と環境を大切に 夢をふくらませる積水化成品グループ」による、琵琶湖および河川、湖沼の生物多様性保全活動の支援を目的に、2012年に積水化成品工業株式会社からの寄付により開設されました。市民による環境保全活動の充実をめざし助成を行います。またグループ社員がボランティア活動として助成団体の活動に参加することにより社員の社会貢献活動を実施します。

### 助成事業の概要

#### <助成対象事業>

甲賀市、湖南市、草津市、守山市、栗東市、野洲市を含む湖南地域で行われる取り組みを優先します。年間をとおして、継続的な環境保全活動を行っており、社員がボランティアとして年間複数回参加できる活動を対象とします。

<助成金額> 20万円以内

<採択予定団体数> 若干数

<助成率> 10/10

<対象経費> 直接事業費のみ

## 1) 募集共通項目

### <応募対象者>

次のすべてに該当する特定非営利活動法人または特定非営利活動法人に準ずる団体（以下「NPO」という。）が応募できます。

- 1 滋賀県内に活動拠点または事務所を有すること
- 2 継続的な活動が期待できるものであること

※特定非営利活動法人に準ずる団体とは、特定非営利活動促進法別表に掲げる活動を行う団体（任意団体を含む）で、定款、規約等を持ち、組織として意思決定ができるものをいいます。

### <助成対象事業>

次のすべてに該当する事業とします。

- 1 不特定多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする事業
- 2 非営利の事業
- 3 NPOが自主的に取り組む事業
- 4 次のいずれにも該当しない事業
  - ①宗教活動および政治活動
  - ②特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とする事業

### <助成申請受付期間>

**2012年12月1日（土）～2013年1月20日（日）17時必着**

（ファックス、eメールは受理しません。持参または配達記録の残る配送方法で提出してください。）  
申請に係る相談は、12月1日（土）から受け付けます。（要予約）

### <助成期間>

2013年4月から2014年3月までの一年間

### <助成事業の選定方法>

- 1 助成事業の選定は、未来ファンドおうみ運営委員の審査（書類による一次審査、公開プレゼンテーションによる二次審査）により行います。  
公開プレゼンテーションは**2013年3月3日（日）**に開催しますので、一次審査を通過し、出席を求められた申請団体は参加してください。（一次審査の結果は2月下旬に通知します）
- 2 審査の評価基準は別表（13頁）のとおりです。一次審査は申請書の書類審査で、二次審査は申請書と公開プレゼンテーションをベースに、それぞれの委員が評価基準に基づいて第一次判断をし、持ち寄って合議の上、総合的に最終判断をします。（審査は非公開）
- 3 委員会の審査結果は、各申請団体へ文書でお知らせします。
- 4 委員会の審査により、申請額より助成額が減額されることがあります。

※おうみNPO活動基金以外は審査結果によっては、申請した助成先と異なる助成事業で採択されることもあります。

## <申請の方法>

- 1 所定の申請書に必要事項を記入のうえ、淡海ネットワークセンターへ持参するか、配達記録の残る配送方法（期限内必着）にて送付してください。（ファックス、eメールは受理しません。）申請書には、次の書類を添付してください。
  - ①定款、規約、会則など、申請団体の組織運営のわかるもの
  - ②役員名簿、またはそれに準ずるもの
  - ③前年度の事業報告書と決算書類、またはそれに準ずるもの※おうみNPO活動基金助成への応募の場合は、過去2カ年分の事業報告書と決算書類、またはそれに準ずるもの
  - ④今年度の事業計画書と予算書、またはそれに準ずるもの
  - ⑤申請団体の活動状況がわかるパンフレット、ニュースレター、写真など（任意）
- 2 申請書の様式は、ホームページからダウンロードしてください。淡海ネットワークセンターに請求いただいても結構です。また、説明会でもお渡しします。

## <個人情報の取り扱いについて>

ご記入いただいた個人情報は、当財団の事業以外には利用いたしません。

## <採択後のスケジュール>

2013年3月下旬	採否のお知らせ
4月	助成期間の始まり
4月13日	2012年採択団体成果発表会へ参加、助成金の前払い手続き
9月	中間報告・相談会へ出席
2014年3月	助成期間の終了
4月	助成事業実績報告書、領収書（コピー可）の提出 2013年採択団体成果発表会で発表
5月	助成金の精算支払い

※進捗状況把握のため年間3回程度、事務局が訪問します。

### ※注意事項

助成事業で作成するチラシ、ポスター、情報誌や報告書などの印刷物には、未来ファンドおうみ助成事業を受けている旨および指定のロゴを記載してください。ロゴのデータをお渡しします。

## <事業サポートと交流促進による支援>

採択事業の実施に当たり、淡海ネットワークセンターが情報提供や組織マネジメント、他の組織への橋渡しなどの支援を多面的に行います。また、助成が決まった団体（助成団体）の自立と採択事業を支援するために、相談会や、必要に応じて、組織マネジメントについてアドバイザーの派遣を行います。（団体に費用の一部負担あり）

さらに、助成団体と淡海ネットワークセンターによる交流会を開催して助成団体同士や寄付者と淡海ネットワークセンターの交流を深め、情報交換や相互協力により、それぞれの活動の進展を図ります。

## 2) 募集別項目

### 1. おうみNPO活動基金

#### <助成の区分と助成対象額等>

- ① 1つのNPOに対する助成額は、50万円から150万円までの範囲とします。
- ② 助成率は助成対象経費の3/4内とします。
- ③ 間接経費（事務職員の人件費や事務所の家賃など。以下同じ）にかかる助成は、助成総額の40%以内とします。
- ④ 情報提供や組織マネジメント、他の組織への橋渡しなどで淡海ネットワークセンターが支援します。
- ⑤ 採択事業の進捗を把握し、支援するため、事業実施期間中にヒアリングを実施します。
- ⑥ 採択事業の取り組みを中間段階で相談会を行い、委員や外部アドバイザーによるアドバイスを受ける機会を設けます。また、助成事業終了後に成果発表会を開催します。

#### <助成対象経費と助成方法>

- ① 助成対象経費はつぎのとおりとします。  
給料・手当、福利厚生費、会議費、旅費交通費、通信運搬費、消耗什器備品費、消耗品費、修繕費、印刷製本費、燃料費、光熱水費、賃借料、保険料、委託費、諸謝金、固定資産取得支出（不動産をのぞく）、雑費等。
- ② 助成が決まった団体（助成団体）には、必要に応じて80%を限度に前金払いし、残りの額は事業実績報告に基づいて支払います。
- ③ 助成対象となった経費の領収書は、5年間保存してください。経費資料の提出は領収書（コピー可）を提出してください。
- ④ 事業不履行、虚偽の申請・報告の場合には、助成金は返還いただきます。

### 2. びわこ市民活動応援基金

#### <助成の区分と助成対象額等>

- ① 1つのNPOに対する助成額は30万円以内とします。
- ② 助成率は、助成対象経費の10/10です。
- ③ 採択事業の進捗を把握し、支援するため、事業実施期間中にヒアリングを実施します。
- ④ 採択事業の取り組みを中間段階で相談会を行い、委員や外部アドバイザーによるアドバイスを受ける機会を設けます。また、助成事業終了後に成果発表会を開催します。

#### <助成対象経費と助成方法>

- ① 助成対象経費はつぎのとおりとします。  
会議費、旅費交通費、通信運搬費、消耗什器備品費、消耗品費、印刷製本費、燃料費、保険料、委託費、諸謝金、雑費等。
- ② 助成が決まった団体（助成団体）には、必要に応じて80%を限度に前金払いし、残りの額は事業実績報告に基づいて支払います。
- ③ 助成対象となった経費の領収書は、5年間保存してください。経費資料の提出は領収書（コピー可）を提出してください。
- ④ 事業不履行、虚偽の申請・報告の場合には、助成金は返還いただきます。

### 3. びわ湖の日基金

#### <助成の区分と助成対象額等>

- ① 1つのNPOに対する助成額は30万円以内とします。
- ② 助成率は、助成対象経費の10/10です。
- ③ 採択事業の進捗を把握し、支援するため、事業実施期間中にヒアリングを実施します。
- ④ 採択事業の取り組みを中間段階で相談会を行い、委員や外部アドバイザーによるアドバイスを受ける機会を設けます。また、助成事業終了後に成果発表会を開催します。

#### <助成対象経費と助成方法>

- ① 助成対象経費はつぎのとおりとします。  
会議費、旅費交通費、通信運搬費、消耗什器備品費、消耗品費、印刷製本費、燃料費、保険料、委託費、諸謝金、雑費等。
- ② 助成が決まった団体（助成団体）には、必要に応じて80%を限度に前金払いし、残りの額は事業実績報告に基づいて支払います。
- ③ 助成対象となった経費の領収書は、5年間保存してください。経費資料の提出は領収書（コピー可）を提出してください。
- ④ 事業不履行、虚偽の申請・報告の場合には、助成金は返還いただきます。

### 4. 積水化成成品基金

#### <助成の区分と助成対象額等>

- ① 1つのNPOに対する助成額は20万円以内とします。
- ② 助成率は、助成対象経費の10/10です。
- ③ 採択事業の進捗を把握し、支援するため、事業実施期間中にヒアリングを実施します。
- ④ 採択事業の取り組みを中間段階で相談会を行い、委員や外部アドバイザーによるアドバイスを受ける機会を設けます。また、助成事業終了後に成果発表会を開催します。

#### <助成対象経費と助成方法>

- ① 助成対象経費はつぎのとおりとします。  
会議費、旅費交通費、通信運搬費、消耗什器備品費、消耗品費、印刷製本費、燃料費、保険料、委託費、諸謝金、雑費等。
- ② 助成が決まった団体（助成団体）には、必要に応じて80%を限度に前金払いし、残りの額は事業実績報告に基づいて支払います。
- ③ 助成対象となった経費の領収書は、5年間保存してください。経費資料の提出は領収書（コピー可）を提出してください。
- ④ 事業不履行、虚偽の申請・報告の場合には、助成金は返還いただきます。